



あらき由美子 くらしの相談センターだより

2024年 4月181号

南区通町1-12-4-104 TEL:045-714-1820 FAX:045-714-1825
 ⑤ : araki.jcp@gmail.com 発行 : 南区くらしの相談センター

敷金が戻ってこない!

商売を辞める事になったので、借りていた店舗の契約を終了しました。現場で大家さん立ち会いのもとで引き渡しを完了した後に、店舗を仲介していた不動産屋から電話があり「敷金は全額返済しません」と一方的に言われて困っています。どう対応



不動産



したら良いか教えてください、と電話で相談がありました。知り合いの不動産屋さんに相談すると「賃貸契約書にどう書かれているかが鍵です」と教えてくれたので、賃貸契約書を見てもらうことになりました。

今月も遺産相続について - 遺言書 -

遺産相続、相続放棄と続いて、今月は遺言書です

「この先自分に何か起きた時に安心しておきたいので、遺言書を作成して遺産相続の手続きをしたい。司法書士さんを紹介してください」という相談が相次いでいます。

司法書士さんは「公証役場に連絡し公正証書遺言を作成してもらおうと良いです。歩くのが困難で公証役場に行かれない場合は、出張旅費はかかりますが家まで来てくれます」と教えてくれました。

公証役場に連絡すると、遺言書作成のために揃える書類を教えてください。費用は記載する財産の価格によって変わりますが、3000万円~5000万円以下は2万9000円です。

上大岡公証役場 844-1102 尾上町公証役場 681-5819
 関内大通り公証役場 261-2623



「どうしたらよいですか?」相談あれこれ

1人暮らしの高齢の母親が心配です。少ない年金と貯金を取り崩しての生活。介護認定を受けていますが、本人は施設入所を考えていません。持ち家なので家を売却したお金の、サービス付き高齢者住宅などに入居することをケアマネージャーさんと検討してみても、とアドバイスしました。



住んでいる借地の更新時期がきました。地主さんから更新料を請求されましたが、年金生活なので更新料を支払う余裕はありません。更新料は払わなくてはいけないのでしょうか?



契約書がどうなっているか確認してから、更新料は払えないと地主さんに相談してみても、とアドバイスしました。

経営が思うようにいかず、この先商売を続けられるか悩んでいます。相談窓口を紹介しました。

横浜市ワンストップ経営相談窓口 225-3711

中小業者の営業と暮らしを守る「横浜南部民主商工会」664-7950



横浜市役所に行ってみよう!

林前市長が630億円超の市税を注ぎ込んで完成した市役所。「市役所まで行く用事は…」行った事がない人が多いでしょうが、新市庁舎には観光気分で楽しめるスポットが沢山あります。



アトリウム (1階)
三層吹き抜けの解放的空間。イベントやセレモニーも開催。



免震装置
2階と3階の間に設置している免震層内部を窓から見られます。

ラクシス フロント (1~2階) カフェ・レストラン・横浜土産等のおしゃれなお店が出店。日曜日も営業します。



水辺空間・ウエルカムガーデン : 水辺のプロムナードやデッキテラス、市の花バラを中心に草花が咲き誇る

さくらみらいマルシェ (2階) 日替わりで様々な出店者が食材や弁当を販売しています。



くまど他は、すころもが色々あり見